

第2弾 新型コロナウイルス感染症対策 中小企業者緊急支援給付金

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、売上高の減少等の影響を受けている町内の中小企業者に対する支援制度です。

【対象者】 次の（１）から（３）まで全てを満たす方

- （１） 次のいずれかに該当する中小企業者
 - ・ 町内に主たる事務所または事業所を有する法人
 - ・ 町内に主たる事業所を有する個人（※一部要件あり）
- （２） 事業継続や雇用維持の意思がある方
- （３） 町税を滞納されていない方

金融・保険業、公序良俗に反する事業等を営む方は交付対象外となります。

【条件・給付金額】

次の（１）もしくは（２）のいずれかに該当する方

（１） 【通年型】

令和２年１月～１２月と令和元年（平成３１年）１月～１２月の売上高を比較して、**３０％以上減少し、その差額が以下に該当する場合**

５０万円以上の場合	一律	１０万円
１００万円以上の場合	一律	３０万円
５００万円以上の場合	一律	５０万円
１０００万円以上の場合	一律	７０万円

（２） 【期間型】

（１）に該当しない方で、令和２年１２月と令和３年１月の２か月の合計の売上高等が前年同月と比較して**５０％以上減少し、その差額が以下に該当する場合**。ただし、**前年同月（令和元年１２月と令和２年１月）の売上合計が４０万円未満の方は対象としない。**

５０万円未満の場合	一律	１０万円
５０万円以上の場合	一律	２０万円

【申請書類】

- ①申請書兼請求書（様式第1号）
- ②町内に事業所を有することを確認できる書類
（確定申告書、事項全部証明書など）
※②はセーフティネット保証の認定者はその写しでも可
- ③令和元年・令和2年中の**確定申告書**。ただし、法人及び期間型を申請する場合は売上台帳等でも可
（コロナに関連する助成を受けた方は、その証明を提出してください）
- ④給付金確認チェックシート
- ⑤町税完納証明書又は税を滞納していないことが確認できる書類
- ⑥振込口座の通帳の写し
（支店名・口座番号・名義人等が確認できる箇所）
※申請書等は玖珠町ホームページから取得してください。取得が困難な場合は、玖珠町役場、玖珠町商工会などに設置しています。

【申請期限】

令和3年5月31日（月）まで ※当日の消印有効

【提出先（郵送）】

〒879-4492 玖珠町大字帆足268番地の5
玖珠町役場 企画商工観光課 商工労政・企業誘致班
※受付時間は平日9時から午後5時（土日・祝日を除く）

【お問い合わせ】

玖珠町役場 企画商工観光課
商工労政・企業誘致班 TEL 0973-72-1151